

📢 ご存じですか？

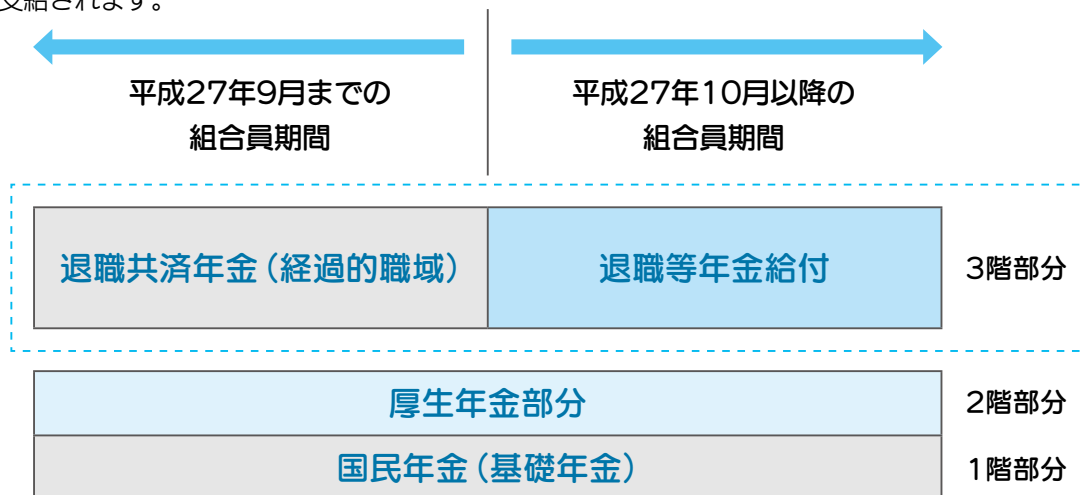


退職等年金給付は 公務員独自の年金制度です

退職等年金給付とは

民間企業のサラリーマンの企業年金に相当するもので、平成27年10月以降に組合員期間（短期組合員期間を除きます。）のある方が対象です。

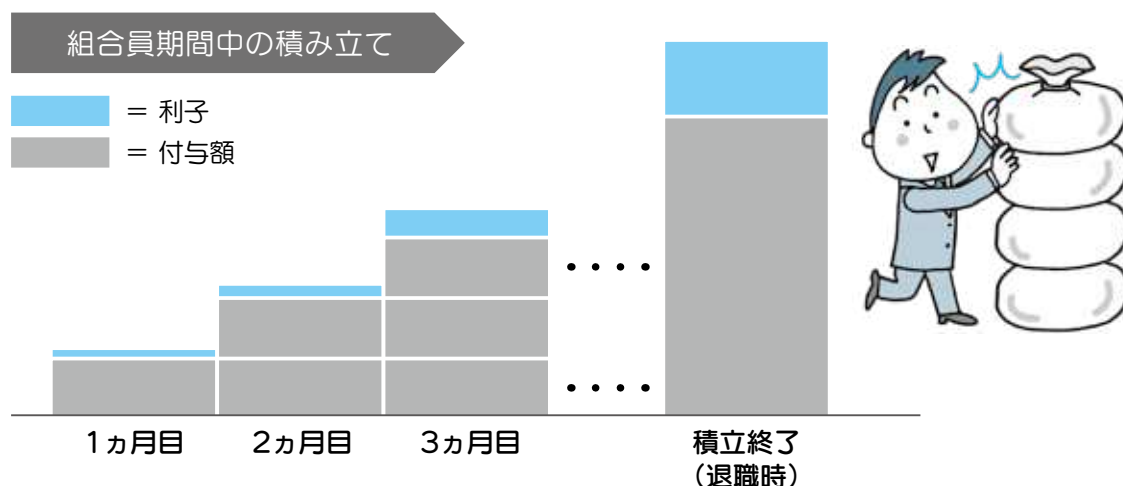
なお、平成27年9月以前の組合員期間については、旧職域年金相当部分の年金（経過的職域加算額）が支給されます。



退職等年金給付は積立方式

退職等年金給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」※が年金の原資になります。

（※毎年5月に「給付算定基礎額残高通知書」を送付しています。）



給付の種類

● 退職年金	1年以上引き続き組合員期間（短期組合員期間を除きます。）を有する方が退職し65歳になったとき、または65歳に達した日以後退職したときに支給されます。
● 公務障害年金	公務による病気または負傷により障害等級1級から3級に該当する程度の障害になった場合に支給されます。
● 公務遺族年金	公務による病気または負傷により死亡した場合、その遺族に支給されます。

退職年金の種類

退職年金は、年金原資の半分は「終身退職年金」、残りの半分は「有期退職年金」として支給され、その受給期間は原則20年ですが、10年または一時金として受給することもできます。

ただし、10年または一時金を選択する場合は、受給権発生日（65歳の誕生日の前日・65歳以降に退職した場合は退職日）から6ヵ月以内に請求する必要があります。



※実際の支給額は、それぞれの基礎額を年金原価率で除して算出されます。

遺族一時金

「有期退職年金」の受給期間終了前または受給開始前に死亡した場合は、受給が済んでいない分の「有期退職年金」の額に相当する額を、その方の遺族が一時金として受給することができます。

退職等年金給付の詳細はこちらから



本年10月から

退職等年金給付の算定に用いる率が変わります



公務員独自の給付である退職等年金給付は、厚生年金とは独立した制度であり、労使折半で積み立てた原資に基準利率や年金現価率を用いて算定します。

本年10月からのこれらの率については、地方公務員共済組合連合会のホームページに関連情報が掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>
(地方公務員共済組合連合会)
トップページの
「年金関連情報 ⇒ 年金財政関係」から
ご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索

お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414